

2022年 どうする？ どうなる？ 表現の自由 (外圧編)

2022年1月12日版
山田太郎事務所
V2

山田太郎の年金シミュレーション

山田太郎の年金シミュレーション（1月6日公開）※

参議院議員



山田太郎の 年金シミュレーション

Ver1.0 β版

nennkin.app

山田太郎の年金シミュレーション

誰でもカンタンに将来の年金受給額を診断！参議院議員・山田太郎による年金受給額の精密シミュレーターです。

2022年 表現の自由に関する動向 (外圧編)

2022年 表現の自由に関する動向

女子差別撤廃条約

昨年2021年に日本が提出した実施状況（第9回報告）について対面審査と最終見解

サイバー犯罪条約

サイバースペースの利用を規制する国際条約の草案について今年2022年1月から協議を開始

インターポール決議

エンドツーエンド暗号化に懸念を表明し、加盟国のプロバイダーが執行機関の法的要求に対応できるよう要請する決議

欧州委員会規則

企業が児童の性的虐待を検出、報告、削除することを義務化する規則を提案予定

Equality Now

オンラインでの性的搾取・虐待についてグローバルスタンダードに沿った国内法を制定する等の基準を提唱

女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約 第9回報告の提出

2021年9月

← ここまで終了

日本が女子差別撤廃条約実施状況の第9回**報告**を提出

2022年3月～9月頃

通常は半年～1年後（コロナ禍で見通せず）

女子差別撤廃委員会による**対面審査**の実施（予定）

2022年4月～10月頃

通常は対面審査から約1か月後

女子差別撤廃委員会からの**最終見解**の発表（予定）

第9回報告に関するレク：外務省・内閣府男女共同参画局



メンバー

山田太郎事務所
山田太郎
小山紘一
荻野幸太郎（Zoom）

外務省
総合外交政策局
女性参画推進室(室長、主査)

内閣府男女共同参画局
総務課(企画官、国際機関係長)

2021年12月3日(金)13:30より
山田太郎事務所にて

女子差別撤廃条約上の主な義務

差別撤廃措置義務

あらゆる分野，特に，政治的，社会的，経済的及び文化的分野において**女子差別を撤廃する措置を講じる義務**（3条、7条等）

実施状況報告義務

条約の実施のためにとった立法上，司法上，行政上その他の措置に関する**報告を提出する義務**（18等）

対面審査対応義務

提出した報告について、女子差別撤廃委員会からの**対面審査に応じる義務**

女性に関するジェンダーに基づく暴力：問9

女性に対するジェンダーに基づく暴力

問9 本条約の規定及び委員会的一般勧告第19号が改訂された女性に対する暴力に関する一般勧告第35号（2017年）が示した指針に沿い、配偶者等からの暴力、配偶者強姦及び近親相姦の犯罪化の規定を含む、女性に対する暴力対策のために刑法改正に向けて講じられた措置について報告されたい。配偶者強姦に関する法律の詳細、また、当事者間の関係の存在が判決を重くする要因とみなされるか否かを説明されたい。

あらゆる形態の暴力行為に関し、年齢、民族、居住地、移民の地位、国籍に基づいて細分化されたデータを提出し、もしあれば被害者と加害者の関係性を示されたい。捜査事例及び訴追され、有罪とされ、処罰された加害者の数に関するデータを提供されたい。

暴力の被害者のためのシェルター及び支援施設に関するデータを提供されたい。

かかる事例の保護命令の適用に関する詳細を示されたい。

女性及び女兒に対する性的暴行を助長するポルノ製品の禁止のために講じられた措置を示されたい。

女性に関するジェンダーに基づく暴力：問9への日本の回答

- 24 刑法は、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の頒布、公然陳列や有償頒布目的での所持等を処罰している。また、児童ポルノについては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律が、その製造、提供、公然陳列及び所持等を処罰している。刑事事件として取り上げるべきものについては、刑事法令を適用して適切に対処している。第5次基本計画は、法令に基づいた厳正な取締り、業界による自主規制などの流通防止対策の推進を定めている。刑事事件として取り上げるべきものは、適切に対処している。インターネット上に流通する女性及び女児のわいせつ図画を、サイバーパトロールを通じて早期に把握し検挙措置を講じている。

レクでの主なやりとり①

Q

問9の「ポルノ製品」には、漫画やアニメ、ゲーム等が含まれるのか。

A

日本政府は含まれないと考えている。

Q

女子差別撤廃委員会は、「ポルノ製品」に漫画やアニメ、ゲーム等が含まれるとの認識か。

A

事前質問票は文書として送られてきただけなので、先方の認識は分からない。

Q

対面審査で漫画やアニメ、ゲーム等の禁止に関する質問があった場合どう対応するのか。

A

漫画やアニメ、ゲーム等は「ポルノ製品」ではないとの立場から対応する。

レクでの主なやりとり②

Q

事前質問票や対面審査の質問案、最終見解はどのように作成されているのか。

A

女子差別撤廃委員会のメンバーが独自に作成したり、
国内の団体から送付された意見をもとに作成されている。

Q

女子差別撤廃委員会からの**最終見解やその中で示される勧告に拘束力**はあるのか。

A

最終見解やその中で示される勧告に**法的拘束力はない**。

Q

最終見解の中で示される日本に対する認識は国連の公式見解か。

A

女子差別撤廃委員会のメンバーの個人的な見解にすぎず、**国連の公式見解ではない**。
そのため、事実と異なる認識が示されていても日本政府はいちいち反論をすることはない。
反論をしないことをもって、認めているということではない。

以下の認識は国連の公式見解ではない（前回の最終報告）

固定観念と有害な慣行

20. 委員会は、家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていることを依然として懸念する。委員会は、特に以下について懸念する。

- (a) こうした固定観念の存続が、メディアや教科書に反映され続けているとともに、教育に関する選択と男女間の家庭や家事の責任分担に影響を及ぼしていること、
- (b) メディアが、性的対象とみなすことを含め、女性や女兒について固定観念に沿った描写を頻繁に行っていること、
- (c) 固定観念が引き続き女性に対する性暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメが女性や女兒に対する性暴力を助長していること、並びに
- (d) 性差別的な発言が、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性、並びに女性全般に向けて続いていること。

以下の勧告・要請には法的拘束力はない（前回の最終報告）

21. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30）を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

- (a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女児の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること、
- (b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女児に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること、
- (c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと、
- (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、並びに
- (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

サイバー犯罪条約

サイバー犯罪条約

2021年5月

← ここまで終了

国連総会で新サイバー犯罪条約草案に関する決議案を採択

2022年1月～

特別委員会で10日間の協議を6回以上開催（予定）

2023年9月

第78回国連総会に草案を提出（予定）

現行のサイバー犯罪条約

留保（第42条）※

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、**特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。**

児童ポルノに関する留保

サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む（9条2b及びc）

↓ しかし

我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童ポルノ禁止法第7条の犯罪に該当する行為以外の行為については、**条約9条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保**している。

↓ したがって

我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。※

サイバー犯罪条約に関する質問主意書（答弁書）のポイント

国際約束上の 児童ポルノの 定義に関する 質問主意書 答弁書 (2016年3月8日)

我が国が締結している国際約束において、**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及びサイバー犯罪に関する条約**のほかに「**児童ポルノ**」について定義しているものはないと承知

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。

インターポール決議

インターポール決議

2021年11月

← ここまで終了

第89回総会でエンドツーエンド暗号化を懸念する決議

2022年～

決議で要請されている、E2EE※プロバイダーに法執行機関に対して関連情報を提供する法的要求ができる体制整備、法執行機関がプラットフォームでのオンラインの児童の性的虐待を防止し、対応できるようにする国内法制定等について、国内ではどう対応するのか？

※ E2EE : End-to-end encryption、エンドツーエンド暗号化

欧州委員会規則

欧州委員会規則

2022年1月

EU内務委員が児童の性的虐待の検出等義務化について言及

2022年～

EU内務委員であるイルバ・ヨハンソン氏が、独紙に、「**企業が児童の性的虐待を検出、報告、排除することを義務付ける規則**を今後数か月以内に提案する」と語った。

日本人及び日本企業への影響は？どう対応するのか？

※ EUの現在の規則では、児童の性的虐待犯罪を犯した疑いのあるユーザーの事例をフォローアップするかどうかは、ソーシャルメディアプラットフォームとメッセージサービスに任されている。

Equality Now

2021年11月

オンラインでの性的搾取・虐待についての国際基準策定を提唱

2022年～

国際社会は、以下のような法的拘束力のある基準を採用すべきである。

各国政府はOSEAに関する以下のような国内法および政策を制定し、実施すべきである。

- グローバルスタンダードが存在する場合は、それに沿ったものであること。

※ Equality Nowは、ニューヨークに本部を置く国際的な女性の権利団体。

※ OSEA : Online sexual exploitation and abuse”
オンラインでの性的搾取・虐待

各国の言論統制（再掲）

諸外国の言論統制

ドイツ

SNS対策法（2017年6月成立、同10月発行、2018年1月運用開始）※
ヘイトスピーチやフェイクニュース、違法コンテンツの速やかな削除を義務付ける法律

カンボジア

国家インターネット・ゲートウエー（2021年2月署名、2022年2月導入予定）※
秩序や安全に悪影響を及ぼす恐れがある場合に遮断を可能とする検閲システム

インド

2021年情報技術規則（2021年3月発表、同5月施行）※
SNSの運営企業に法律で禁じられた情報の削除命令を出せる規則

ロシア

巨大IT企業事務所設置法（2021年7月成立）※
1日50万人以上が利用する企業に来年1月までに国内事務所設置を義務付け

シンガポール

外国介入対策法（2021年10月成立、2022年施行予定）※
SNSを駆使した外国からの世論操作を防ぐ目的の法律

ベトナム

SNS規制新法案（検討中）※
有力投稿者の個人情報提供や24時間以内の問題投稿の削除等を検討中

EU

デジタルサービス法案（検討中）※
当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への対応義務等を検討中

SNS事業者の自主規制（再掲）

Facebookコミュニティ規定※

主な項目	ポリシーの基本理念（抜粋）
暴力と扇動	Facebookは、深刻な暴力行為を煽ったり、促したりする発言を削除します。人身に実際の危害を及ぼす、または公共の安全を直接脅かすおそれがあると思われる場合には、Facebookはコンテンツを削除し、アカウントを停止し、法執行機関に協力します。
児童に対する性的搾取、虐待、児童のヌード	Facebookで明らかな子どもの搾取が見つかった場合は、準拠法に基づき、米国National Center for Missing and Exploited Children (NCMEC)に通告します。利用者が善意で自分の子どもの裸の画像を投稿することもあります。Facebookは通常、こうした画像を削除します。これは第三者による児童虐待や、画像の再利用、不正流用を防止するためです。
成人の性的搾取	性的暴力や暴行、性的搾取の描写、またはこれらに関する脅しや助長などを含むコンテンツは削除の対象となります。また、同意のない性的行為の助長を避けるために、同意のない第三者との性的行為の表示、擁護、または手配を含むコンテンツも削除されます。
暴力や過激な描写を含むコンテンツ	暴力行為を称賛したり、他者に苦痛や屈辱を与えることをもてはやしたりするコンテンツはコミュニティへの参加を阻害するものであり、Facebookではこのようなコンテンツを削除しています。ただし、利用者の問題意識を喚起する目的がある場合は、いくつかの制限付きで過激な描写を含むコンテンツを認めています。
成人のヌードと性的行為	Facebookでは、ヌードや性的行為の表示を制限しています。…Facebookでは、性的な画像を削除して、同意のないコンテンツや未成年のコンテンツをシェアすることを防止しています。性行為の表現に関する制限は、デジタル的に作成されたコンテンツに対しても適用されますが、教育、ユーモア、風刺を目的に投稿される場合はこの限りではありません。
性的行為の勧誘	Facebookでは、売春やエスコートサービスなど、成人間での性的関係または営利目的の性的サービスを促進、奨励、または手配するコンテンツを制限しています。これは、人身売買、同意のない性的行為の強要などにかかわる可能性のある取引を助長することを防止するためです。また、性的行為の勧誘につながる可能性のある性的に露骨な文言も制限しています。
フェイクニュース	Facebook上のフェイクニュース(偽ニュース)の拡散防止は、Facebookが責任を持って真摯に対策を講じている事項の1つです。…Facebookではフェイクニュースをなくすのではなく、ニュースフィードでの表示回数を下げることでフェイクニュースの配信を大幅に減らす措置を取っています。

選挙に対するFacebookのアプローチ※

主な項目	
干渉の防止	• Facebookは、毎日数百万の偽アカウントをアカウントの作成前に阻止しています。 • セキュリティチームは、公の議論を操作しようとするアカウント、ページおよびグループの組織的ネットワークを調査し、削除します。 • 新たに出現する脅威を阻止するため、政府、法執行機関、非営利団体、公民権関連団体やその他テクノロジー企業と提携しています。
偽情報との闘い	• Facebookは60の言語にわたり、80を超えるパートナーと協力して、利用者が投稿する内容のファクトチェックを行い、誤解を招くコンテンツに対して背景情報を提供しています。 • 投票に関する誤った情報など、投票に干渉しようとするコンテンツについては削除し、選挙暴力を呼びかける内容を削除します。 • 選挙に関するフェイクニュースを見る利用者が少なくなるよう、Facebookはフェイクニュースの配信を抑制しています。

主な項目	概要（抜粋）
市民活動の阻害に関するポリシー	選挙やその他の市民活動の操作や妨害を目的としてTwitterのサービスを利用することを禁じます。これには、市民活動への参加を抑圧するようなコンテンツや、市民活動に関する日時、場所、方法について誤解を招くコンテンツの投稿や共有が含まれます。また、市民活動について誤った情報や誤解を招く情報が含まれるツイートには、背景情報を提供するために、ラベルを付けたり、拡散を抑制する場合があります。
強烈的な身体的脅迫に関するポリシー	個人または集団に向けた暴力をほのめかす脅迫は禁じられています。暴力を賛美することも禁止します。 健全な会話は、攻撃的な行為から守られ、暴力的な言葉が用いられない場合にのみ、成立します。そのため、Twitterでは、暴力をほのめかす脅迫行為に対して、ポリシーを設けています。Twitterでは、強烈的な身体的脅迫とは、特定の個人または集団に対して、死に至らしめる、または深刻な身体的危害を負わせる意図を表明することであると定義しています。
暴力の賛美に関するポリシー	暴力行為の賛美は、他者に同じような暴力行為を促す可能性があります。さらに、暴力を賛美する出来事のうち、法的または社会的に守られるべき特性（人種、民族、出身地、性的指向、性別、性同一性、信仰している宗教、年齢、障害、深刻な疾患など）を持つ人々を標的にしたものは、憎悪や不寛容によるさらなる暴力をあおったり、引き起こしたりする可能性があります。こうした理由のため、Twitterでは、他者に同じような暴力行為を促し、現実にもオフラインで危害を引き起こす可能性のある方法で暴力行為を賛美するコンテンツ、または法的または社会的に守られるべき特定の集団の一員が主な標的や犠牲者にされた出来事を賛美するコンテンツに対してポリシーを設けています。
センシティブなメディアに関するポリシー	ライブ放送、プロフィールヘッダー、またはリストバナー画像として、過度にグロテスク、暴力的、または成人向けコンテンツを含むメディアを投稿することはできません。強姦及び性的暴行の描写を含むメディアも許可されていません。
プラットフォームの操作とスパムに関するポリシー	情報を人為的に拡散または隠蔽したり、Twitterのユーザー体験を操作または侵害する行為に加担したりする意図で、Twitterのサービスを利用することは禁じられています。 Twitterでは、人々が他者とつながり、信頼できる情報を見つけ、自由かつ安全に自己表現できる場を提供したいと考えています。これを可能にするために、スパムやその他の種類のプラットフォームの操作を禁止します。プラットフォームの操作とは、Twitterを利用して、他者の誤解を招き、快適性を阻害する、大量、過剰、虚偽的な行動に加担することと定義します。

主な項目	
選挙期間中のコメント投稿について	当選をさせない目的で候補者に関する虚偽の事実を投稿する等、コメントの投稿により法令に違反する場合があります。詳しくはインターネット選挙運動のページ（総務省）をご覧ください。
わいせつや暴力的等、不愉快な内容	【禁止されているコメントや行為】 ・ わいせつな内容や不愉快、下品な内容を含む投稿 ・ 動物虐待や、暴力的な内容を含む投稿 ・ 気分を害するような低俗な投稿